

Q 1 本市認証制度の特徴

<その1>事業所単位での応募

事業所単位で応募可能です。例えば、市外に本社がある場合でも、事業所が市内にある場合は、市内事業所単位で応募ができます。なお、申請料や登録料は無料です。

<その2>認証区分

事業所における健康経営に係る取組について、PDCAサイクルの状況に応じて、昇順で「クラスA」、「クラスAA」、「クラスAAA」の3区分で認証します。なお、クラスAの水準に至っていないと判断される場合は、「認証外」とさせていただきます。

本制度における認証基準の詳細や、事業所における健康課題の捉え方の目安については、下記ページをご覧ください。

【URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryō/kenkozukuri/kakushu/life_style/ninsho/page01.html

<その3>認証のメリット

本制度をきっかけに、健康経営の推進に向けた取組を積極的に進めていただきたいという趣旨から、認証区分に応じた支援メニューがあることが特徴です。詳細はQ4をご覧ください。

Q 2 認証に向けた手続き

電子申請システムで応募の申込みを行ったうえで、電子申請システム、郵送、持参により応募用紙及び応募用紙の記載内容を確認できる資料を御提出ください。

電子申請システムでの申込みが難しい場合には、健康福祉局保健事業課へ御連絡（電話 671-2454）ください。

Q 3 認証事業所、認証外事業所の公表方法

クラスAからクラスAAAの認証区分、事業所名等をホームページ等でご紹介
します。

なお、応募事業所名は公表しないため認証外となった事業所が公表されること
はありません。

Q 4 認証のメリット

認証区分に応じて次の通り支援メニューがあります。

項目	内容	認証区分
認証マークの 使用	認証事業所は、認証区分に応じた認証マークにつ いて、別途定めたガイドラインに基づき、名刺、 事業所ホームページ等で御使用いただけます。	クラスA クラスAA クラスAAA
認証状の発行	認証事業所には、認証状のほか、記念品を贈呈し ます。	クラスA クラスAA クラスAAA
市ホームペー ジでの取組紹 介	横浜市ホームページ「ウェルネス・ライフ・スタ イル」に事業所情報や取組内容を掲載します。 また、求人サイト「横浜で働く！ハマを支える求 人特集！」に無料で掲載できます（ <u>中小企業</u> <u>み</u> ）。	クラスA クラスAA クラスAAA
専門家派遣	健康経営の推進に向けた訪問相談や健康教育等 について、無料でサポートします。 詳細はQ5を参照	原則、 クラスA クラスAA
健康測定機器 の貸出	体組成計、握力計や長座体前屈計、マイクロCO モニター、手洗いチェッカー、足指力測定器につ いて、8日間、無償で貸し出します。	クラスA クラスAA クラスAAA
横浜中小企業 融資制度に おける優遇	横浜市中企業融資の「よこはまプラス資金（公 的事業タイアップ）」を御利用いただけます。	クラスAA クラスAAA （一定の条件あ り）
よこはまウェ ルネスパート ナーズ	よこはまウェルネスパートナーズに登録され、 関連情報や企業間交流の機会を得ることができ ます。	クラスA クラスAA クラスAAA

Q 5 認証事業所に対する専門家派遣の内容

認証事業所のうち、原則、クラスA及びクラスAA事業所に対し、御要望に応じて、最大2回までに専門家を派遣します。

項目	内容
健康経営の推進に向けた相談	
食生活の改善	保健師または栄養士による栄養バランスのよい食事の話
運動機会の推進	保健師または健康運動指導士(委託)による運動不足解消講座
禁煙支援・受動喫煙対策	保健師による禁煙支援講座
感染症予防対策	保健師による感染症予防講座

Q 6 健康経営の取組を応援するその他支援メニュー

本制度の認証の可否に関わらず、事業所内の健康経営の取組を応援するメニューがあります。本制度の認証にあたり、加点されるメニューもありますので、積極的にご活用ください。

<よこはまウォーキングポイントの事業所登録>

18歳以上の市内に通勤・通学の方を対象に、無料で歩数計をプレゼントします。事業所単位で参加して、「歩いてポイントためてみんなで楽しく健康づくり」を進めましょう。平成30年度よりスマートフォンアプリも導入しています。

【URL】 <https://enjoy-walking.city.yokohama.lg.jp/walkingpoint/>

<よこはま企業健康マガジンの登録>

忙しい人でも取り入れやすい健康情報を定期的に配信します。積極的に登録をお願いします。

【URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kenkozukuri/kakushu/life_style/ykigyoudenkou.html

<よこはま企業健康推進員の養成>

「よこはま企業健康マガジン」や研修会等で得た健康づくりの情報を事業所内で共有し、自らの健康づくりの実践と従業員の健康づくりを推進する人です。

<よこはまウェルネスパートナーズの登録>

健康経営の推進や健康関連ビジネスの創出に向けたオープンなネットワークです。健康経営に取り組まれている方、関心を持たれた方々などを対象に、メール登録の募集を開始しています。

【URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kenkozukuri/kakushu/life_style/kigyo/partners.html

Q 7 認証期間中の再応募

認証期間は2年間としていますが、認証期間中に認証区分の更なるレベルアップを目指し、応募いただくことは可能です。

Q 8 認証の更新手続きについて

認証期間が満了する年度に、再度申請、審査を受けることで継続することができます。なお、この認証の更新は、取組を継続し、段階的にステップアップしてほしいという趣旨から、新規の申込みと同様の手続きとしています。

Q 9 認証の取消について

申請内容に虚偽がある又は申請内容と実際の取組内容に著しく隔たりがあると判断される場合、認証期間内に重大かつ悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた場合、認証後に応募資格を満たさない事案が生じた場合などは、認証を取り消す場合があります。

Q10 経済産業省「健康経営優良法人認定制度（中小規模法人部門・大規模法人部門）」との関係

横浜健康経営認証クラスA及びクラスAAを取得した事業所企業は、更なるステップアップの取組として本市認証制度の「クラスAAA」へ挑戦することや、経済産業省が行う「健康経営優良法人認定制度（中小規模法人部門・大規模法人部門）」へのチャレンジをお勧めしています。

この二つの制度が相互に連携し、健康経営に取り組む事業所の裾野が広がることを期待しています。それぞれの制度の特徴を踏まえ、積極的にご活用ください。

健康経営優良法人認定制度

【URL】

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

Q11 全国健康保険協会神奈川支部等の健康企業宣言制度との関係

全国健康保険協会神奈川支部や、健康保険組合連合会神奈川連合会における「かながわ健康企業宣言」を実施している場合、本認証制度のクラスAの評価において、加点されます。

健康経営に取り組むきっかけづくりの一つとして、それぞれの制度の特徴を踏まえ、積極的にご活用ください。

全国健康保険協会神奈川支部 「かながわ健康企業宣言」

【URL】 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kanagawa/>
健康保険組合連合会神奈川連合会 「かながわ健康企業宣言」

【URL】 <https://www.kenpo-kanagawa.or.jp/>

Q12 企業の取組を応援する他の認定制度

本制度のクラスAの評価において加点される企業の取組を応援する認定制度をご紹介します。取組内容や目的に合わせて、積極的にご応募ください。

＜よこはまグッドバランス賞＞

女性の活躍、子育て・介護支援、柔軟な働き方など、男女がともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める事業所を「横浜グッドバランス賞」として認定しています。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/danjo/kigyoubu/balance/hyoshou.html>

＜横浜型地域貢献企業認定制度＞

地域を意識した経営を行うとともに、本業及びその他の活動を通じ、環境保全、地域ボランティア等の社会的事業に取り組んでいる企業等を「横浜型地域貢献企業」として認定し、その成長・発展を支援する制度です。

【URL】 <https://www.idec.or.jp/keiei/csr/>

Q13 この応募用紙の内容で、企業の健康経営の状況が判断できるのか

この応募用紙を活用し、自社の健康経営の取組を可視化することにより、取組状況を客観的に把握することにつながると考えています。

経営に関する指標については、取組後すぐに反映されるものではないことから、現時点では、この応募用紙において、財務状況に関する定量的な指標を含めていません。

なお、応募事業所には、取組状況の審査結果等をまとめたフィードバックシートをお返しする予定です。今後の取組にご活用ください。

Q14 労働関連法規の遵守を前提とした考え方

労働安全衛生法等の事業所に係る法令については、本来、事業所が遵守すべき内容です。

横浜市としては、重大悪質な事案により、法令等に違反し処分を受けていないこと等を署名いただくことで、内容確認とさせていただいています。